



2022年11月24日

各 位

会社名 株式会社 地域新聞社  
代表者名 代表取締役社長 山田 旬  
(コード 2164)  
問合せ先 取締役管理本部本部長  
松川 真士  
(TEL. 047-485-1107)

## 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2022年11月24日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員 に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

新型コロナウイルス禍において、中小企業の販促需要の回復は遅れており、当社もコア事業であるフリーペーパー「ちいき新聞」発行事業、折込チラシ配布事業の売上高回復に力を注ぐ一方で、紙による広告事業以外の事業の柱を育成するべく「事業計画及び成長可能性に関する事項」（以下、「本計画」といいます。）を策定し、2022年10月24日付で公表をいたしました。本計画は、地域での高いポスティング配布率、地域に密着した営業活動と地域情報のコンテンツ力を基盤として成長してきた当社が、情報を「届ける」ビジネスモデルから人を「つなげる」ビジネスモデルへ進化し、2026年8月期までに売上高40億円、営業利益2億円の達成を目指す計画であります。本計画に記載のとおり、WEB事業、ヒューマンリソース事業、マッチング事業を成長事業と位置づけ、売上高の構成比を2022年8月期実績の10%から2026年8月期に27%まで上げることにより、新聞（フリーペーパー）発行事業、折込チラシ配布事業、販売促進支援事業のコア事業への依存度を下げ利益率の高い経営を目指しております。成長事業の売上高拡大のため、WEB事業、ヒューマンリソース事業、マッチング事業では以下の取り組みを実施しており、計画の実行スピードを上げるため、人員強化・システム開発を必要としております。

#### ①WEB事業

コミュニティサイト「チイコミ」を大幅にリニューアルし、コンテンツの改善とユーザーのインターフェースを改善することで集客力を向上させ、クライアント数の増加を図ります。

#### ②ヒューマンリソース事業

求人媒体「Happiness」の発行頻度増に加え、リアルイベントの開催や有料職業紹介を通じ、企業と求職者をつなぐ商材の拡充を図ります。

### ③マッチング事業

専門業者・施設のマッチングサービスである「ちいき新聞のお手伝い」シリーズの提供ジャンルをさらに拡大し、周知方法・管理方法を改善することで利用者数増を図ります。

当社の役職員にこのタイミングで新株予約権を割当てる目的は、本計画の推進と達成を通じた、当社の企業価値向上とそれに伴う株価上昇効果に向けたインセンティブとして機能することを想定しております。当社の役職員一人ひとりが株価上昇効果を意識し本計画の目標にコミットすることで、企業価値向上をもたらす、本計画の早期達成を後押しするものと考えております。

また、本新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。

そのため、本新株予約権の付与対象者は株価が行使価額の 40%を超えて下落した場合、既存株主の皆様と同様の株価変動リスクを共有することとなります。株価下落時に一定の責任が発生することで、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である継続的な当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。

また、株価条件の発動水準を行使価額の 40%とした理由といたしましては、現時点の株価の 40%にあたる水準が、当社の上場来安値とほぼ同水準であること、直近 2 年間に生じた高値から安値への下落幅が約 40%前後であったことから、当社の株価水準として最低限維持すべき水準として株価推移や株価変動リスクを考慮した結果、現時点の株価の概ね 40%程度であると判断したためであります。そのため、現状の株価水準を意識し、株価の下落を招くことなく当社の中長期的な業績の向上に対する意識や士気を高めることを目的とするために適切な水準であるとと考えております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 3.6%に相当しますが、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の数

776 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 77,600 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無

償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2022年11月22日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)に105%を乗じた価格(1円未満の端数は切り上げ)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2022年12月12日から2032年12月11日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額

とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022年12月12日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分

割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年12月12日

9. 申込期日

2022年12月2日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社の取締役及び従業員 28名 776個

以上